

社会福祉士の上乗せ資格を認定する「認定社会福祉士認証・認定機構」が10月30日、発足した。認定希望者が受講する研修を2012年3月までに認証し、10月をめどに社会福祉士個人の認定を始める。関係団体から独立した第三者的な立場で社会福祉士の実践力を評価することにより、社会福祉士全体の資質と認知度の向上を図る。

同機構の主な役割は、認定制度の前提となる研修を認証すること、その研修を経た社会福祉士の実践力を評価すること。今後それぞれ委員会を設け、詳細を詰める。事務局は日本社会福祉士会に置く。

社会福祉士を対象とした研修はさまざまな団体で行われているが、相互の位置付けが分かりにくいことや、研修を修了しても実践力の評価になりにくいことが問題となっていた。

そこで、既存の職能団体などから独立した第三者的な立場の同機構が、個人の実践力を評価する前提として研修体系を整理し、スキルアップの道筋を明確にする。

認定社会福祉士は、所属組織における相談援助のリーダーとして複数の課題があるケースに対応したりすることを想定。「高齢」、「障害」、「児童」、「医療」、「地域社会・多文化」の5分野ごとに認定する。同機構は、2012年度に200人程度認定することを見込んでいる。

認定社会福祉士になるには、社会福祉士としての相談援助経験が5年以上あり、日本社会福祉士会、

日本医療社会福祉協会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会のいずれかの正会員であることなど一定の要件を満たす必要がある。

その上で研修とスーパービジョンを計30単位以上（大学における単位の算定に準じる）受け、同機構に書類と審査料を提出する。同機構の認定委員会は毎年1回、書類審査を行う。審査料は未定。認定の有効期間は5年で、更新時には研修を受けることや更新審査料が必要だ。

認定社会福祉士に認定後5年以上経験のある人が所定の研修を受け、口述・論述試験に合格すれば、さらなる上乗せ資格の「認定上級社会福祉士」に認定される。所属組織だけでなく、それぞれの地域におけるさまざまな協議会などで活動することが想定されている。

同機構を構成する正会員は日本社会福祉士会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会、全国社会福祉施設経営者協議会、全国社会福祉協議会中央福祉人材センターの計7団体。

日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士養成校協会は現時点では正会員にはならず、同日都内で開かれた設立総会にはオブザーバーとして参加した。設立総会では定款、研修の認証規則、認定規則、2011年度事業計画案・予算案などが議案となり、いずれも承認された。

（福祉新聞・2551号 2011年11月14日）